

文教委員会資料①

1 陳情の審査

- (1) 陳情第107号 川崎市子どもの権利に関する条例の一部改正に関する陳情
- (2) 陳情第109号 ヤングケアラー救済のための川崎市子どもの権利に関する条例の一部改正に関する陳情

資料 川崎市子どもの権利に関する条例の一部改正に係る陳情について

参考資料 川崎市子どもの権利に関する条例

こども未来局

(令和7年7月24日)

陳情第 107 号 川崎市子どもの権利に関する条例の一部改正に関する陳情について

陳情第 109 号 ヤングケアラー救済のための川崎市子どもの権利に関する条例の一部改正に関する陳情について

1 子どもの権利に関する条例について

(1) 条例の趣旨等

川崎市子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）は、平成元年に国連で採択された児童の権利に関する条約（平成 6 年日本批准）や、いじめ、不登校等の問題や児童虐待の増加等の子どもたちをめぐる状況を背景に、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的に、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

条例は、子どもの権利保障を総合的にとらえ、権利保障を進める際の理念や原則となる基本法的な内容（前文、第 1 章、第 2 章）、及び子どもの生活に即した権利の保障のあり方や施策に係る規定（第 3 章）、具体的な制度や仕組みを規定している内容（第 4 章～第 7 章）、雑則（第 8 章）から構成されている。

(2) 条例の策定経過

平成 10 年「川崎市子どもの権利条例検討連絡会議」へ条例案策定を諮問、その後、約 2 年間で 200 回を超える会議や子どもを含めた市民との意見交換を行って条例骨子案が作成された。その内容を含む報告書（答申）を受け、市では、答申内容に沿って条例案をまとめ、平成 12 年 12 月に制定された。

(3) 条例に基づく本市の取組（子どもの権利に関する行動計画）

条例第 36 条の規定に基づき、子どもに関する施策の推進にあたって、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図ることを目的に、川崎市子どもの権利に関する行動計画を策定している。その内容は以下のとおり。

施策の方向	推進施策
I 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの権利に関する広報 (2) 子どもの権利学習 (3) 市民活動団体との連携・支援
II 個別の支援	<ul style="list-style-type: none"> (4) 個別の必要に応じた支援 (5) 共生社会に関する理解の促進
III 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	<ul style="list-style-type: none"> (6) 親等による子どもの権利保障の支援 (7) 子どもの養育の支援 (8) 子育てしやすい環境づくり (9) 親等による虐待・体罰の防止及び救済等 (10) 育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理 (11) 育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等 (12) 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等 (13) 育ち・学ぶ施設における個人情報管理 (14) 地域における子育て及び教育環境の整備等 (15) 子どもの居場所の確保 (16) 地域における子どもの活動の支援
IV 子どもの参加	<ul style="list-style-type: none"> (17) 子どもの参加の促進 (18) 子ども会議の開催と支援 (19) 地域における子どもの参加活動の拠点づくり (20) 自治的活動の奨励 (21) より開かれた育ち・学ぶ施設 (22) 子どもの意見の尊重
V 相談及び救済	<ul style="list-style-type: none"> (23) 人権オンブズパーソンによる相談・救済 (24) 関係機関と連携した相談・救済等

(4) 関係部局の連携について

条例には、第20条第3項に虐待の早期発見等に係る関係団体等との連携を図ることなどの規定があり、行動計画においても、推進施策の(9)親等による虐待・体罰の防止及び救済等や(24)関係機関と連携した相談・救済等において、関係機関との連携について定め、取り組んでいる。また、実務担当者間の連絡調整に加え、「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、子どもの権利保障の推進を含めた子ども関係施策の総合調整・連携を図っている。さらに、毎年、「子どもの権利に関する行動計画」における事業の実施状況について調査を行い、その結果を共有するほか、個別の事業・ケースにおいて関係部署が連携して取組を推進している。

2 本市における取組について

(1) 3歳児健康診査について

本市で実施する3歳児健診については、児の健全な育成に向けて、疾病、異常、発育、発達の遅れ、障がい等の早期発見と適切な医療、療育支援を行うとともに、保護者への育児支援、生活習慣の自立、う蝕予防、幼児の栄養などについて保健指導等を行い、児の健康の保持増進を図ることを目的として、各区地域みまもり支援センターを会場に、医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、心理士等の従事者により実施している。

また、健診等において支援の必要性や虐待の可能性を把握した場合は、子どもの状態を様々な側面から評価し、母子保健に関する専門的な支援機能及び保健福祉のサービスの活用や保育所等との調整を行いながら、組織的な判断をもとに一定の継続的な支援や見守りなど、地域における子どもへの支援を行っている。

(2) 市立学校における家庭訪問等について

市立学校における家庭訪問については、共働き家庭が多く、教員による家庭訪問に合わせて保護者が仕事を休む必要が出てくる等、日程調整が難しくなっていることや、教員の負担軽減を図る必要があることから、現在、多くの学校では、家庭訪問に替わり、家の場所や通学路の安全を確認する地域巡回や学校での面談により、家の場所や通学路の確認、児童の家庭での様子の聞き取り、その他の相談等を行っている。

また、支援の必要性や虐待の可能性を把握した場合は、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、学校は児童相談所や区役所に速やかに通告することとなっている。特に、行政と学校との連携においては、毎年、区役所が管内の小学校等を訪問し、児童虐待等に関する情報共有を行うなど、顔の見える関係を構築し、緊密な連携を図っている。

(3) 関係部局・関係団体との連携について

令和6年4月施行の改正児童福祉法において、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談事業を行うこども家庭センターの設置が市町村の努力義務とされたが、本市においては、区役所地域みまもり支援センターに平成28年度に子育て世代包括支援センター、令和4年度には、子ども家庭総合支援拠点を設置したことにより、すでに保健と福祉の両機能が一体的に支援を行う体制を整備しており、多職種が協働しながら総合的に相談支援を実施している。

また、関係部局・関係団体との連携については、こどもを守る地域支援ネットワークである要保護児童対策地域協議会を活用しながら支援を行っている。

(4) ヤングケアラーについて

令和6年度に実施した「川崎市子ども・若者調査」結果では、児童生徒・若者の一定割合（小5：3.6%、中2：2.6%、若者：5.6%）がヤングケアラーである可能性があり、家事やきょうだいの世話等を担っている状況が見られたが、その状況について「誰にも話していない」とする回答が多く、当事者からは、「勉強を教えてほしい」「自分のことについて話を聞いてほしい」「進路や就職など将来の相談にのってほしい」などのニーズが見られた。

一方で、周りからしてもらいたいことについて「特にない」という回答や、世話や家事等をしていて感じる事として「やりがいを感じている」という回答も少なからず見られ、実際には支援が必要な状態であっても自分からサポートを求めることが難しいことも想定され、相談先などを分かりやすく児童生徒・若者に伝えていくことと同時に、存在に気づき、支援につなげるための関係機関の連携が必要と考えている。

市立学校における家庭訪問については、共働き家庭が多く、教員による家庭訪問に合わせて保護者が仕事を休む必要が出てくる等、日程調整が難しくなっていることや、教員の負担軽減を図る必要があることから、現在、多くの学校では、家庭訪問に替わり、家の場所や通学路の安全を確認する地域巡回や学校での面談により、家の場所や通学路の確認、児童の家庭での様子の聞き取り、その他の相談等を行っている。【再掲】

また、児童生徒の学校生活や家庭生活の困り感に耳を傾け、適切な支援につなげることができるよう、市立学校においては、児童生徒の普段の様子を丁寧に観察するとともに、年2回程度の生活アンケートを実施し、その回答内容を基に面談を行っている。また、本人や保護者からの相談に応じて、区役所の福祉部門につないだり、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を実施している。

(5) 家事・介護の代替支援について

令和6年4月施行の改正児童福祉法において規定された家庭支援事業のうち子育て世帯訪問支援事業は、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することとしており、令和7年秋頃に開始できるよう準備している。

また、子どもが多く時間を過ごす学校の放課後等において、安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを全市的に進め、子どもが地域で健やかに育つことができる環境の充実を図るための居場所づくりに関する取組の具体化を目的として、令和7(2025)年3月に「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」を策定した。

今後、「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」に基づき、学童期（主に6～12歳）、思春期（主に13～18歳）それぞれの居場所づくりを推進する。学童期については、一日の大半を過ごしている小学校における放課後について、当事者である子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら居場所づくりを推進するとともに、思春期については、子どもが持つ多様な主体性や価値観への対応や子どもの見守りなど、地域と連携した居場所づくりを推進する。

3 陳情項目に対する本市の考え方

【第107号】川崎市子どもの権利に関する条例を一部改正し、3歳児健診及び小学校の家庭訪問において、児童相談所職員等の福祉専門職が同席・同伴する体制を整えることを求める。

- ① 3歳児健診の場に児童相談所職員等が同席できる制度の創設（努力義務規定）
- ② 家庭訪問に児童福祉の専門職が同伴可能とする規定の明記
- ③ 関係機関（保健・教育・福祉）の連携を明文化

児童虐待の早期発見については、こども・若者の未来応援プランや子どもの権利に関する行動計画等の施策として位置付け、健診や学校などの関係職員への研修の実施や周知、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、関係機関が相互に連携しながら対応しており、今後も引き続き、適正に対応するとともに更なる連携強化に努めてまいりますので、条例を改正することは想定していません。

【第 109 号】本市におけるヤングケアラー（家族の介護・看病・家事等を日常的に担っている子供）を早期発見及び継続的な支援体制の構築は喫緊の課題であり、川崎市子どもの権利に関する条例を一部改正し、具体的施策の推進を求めます。

- 1 本市がヤングケアラーを定義し、これを支援対象に明確に位置付ける条文を条例に新設する。
- 2 ヤングケアラーの早期発見に関し、以下の体制を条文に明記すること。
 - (1)小学生については、教職員による家庭訪問を義務付け、当該訪問には児童相談所職員、スクールソーシャルワーカー等の専門職を同伴させ、家庭状況を直接把握すること。
 - (2)中学生及び高校生については、学校による定期的なアンケート調査と個別面談を組み合わせたスクリーニングを制度化し、教員・スクールソーシャルワーカー等が対応すること。
- 3 家事・介護の代替支援（家事・介護ヘルパー派遣・放課後の居場所・学習支援等）を市の責務として条例に盛り込むこと。

ヤングケアラーについては、昨年度実施した「川崎市子ども・若者調査」において、本市にも一定数のヤングケアラーの可能性のある児童生徒がいることを把握しており、保健・福祉・教育等の関係機関の相互連携により、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援に繋げることが重要と考えております。

課題を抱える子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、未就学児から学齢期を通じて切れ目なく、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り、支える体制づくりの推進に向けて、現在改定作業を進めているこども・若者の未来応援プランの中で、位置付けの検討を行っており、条例を改正することは想定していません。

平成12年12月21日条例第72号

川崎市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 人間としての大切な子どもの権利（第9条～第16条）

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障（第17条～第20条）

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障（第21条～第25条）

第3節 地域における子どもの権利の保障（第26条～第28条）

第4章 子どもの参加（第29条～第34条）

第5章 相談及び救済（第35条）

第6章 子どもの権利に関する行動計画（第36条・第37条）

第7章 子どもの権利の保障状況の検証（第38条～第40条）

第8章 雑則（第41条）

附則

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実的に保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者
- (2) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設
- (3) 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

- 2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

(国等への要請)

第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

(かわさき子どもの権利の日)

第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

(広報)

第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

(学習等への支援等)

第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。

3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(市民活動への支援等)

第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

第2章 人間としての大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 命が守られ、尊重されること。

(2) 愛情と理解をもって育(はぐく)まれること。

- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

(ありのままの自分でいる権利)

第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

(自分を守り、守られる権利)

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の間が与えられること。

(自分を豊かにし、力づけられる権利)

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

(自分で決める権利)

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障

(親等による子どもの権利の保障)

第17条 親又は親に代わる保護者（以下「親等」という。）は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。

2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子ど

もの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。

3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。

4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

(養育の支援)

第18条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。

2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。

3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止)

第19条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

(虐待からの救済及びその回復)

第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。

2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。

3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障

(育ち・学ぶ環境の整備等)

第21条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」という。）は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。

2 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

(安全管理体制の整備等)

第22条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合にあっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければなら

ない。

- 2 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止等)

第23条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。

- 2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

(いじめの防止等)

第24条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

- 2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

(子ども本人に関する文書等)

第25条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。

- 2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、

又は保管されてはならない。

- 4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。
- 5 第1項の文書及び第3項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。
- 6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

第3節 地域における子どもの権利の保障

(子どもの育ちの場等としての地域)

第26条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。

- 2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。

(子どもの居場所)

第27条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

- 2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

(地域における子どもの活動)

第28条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

第4章 子どもの参加

(子どもの参加の促進)

第29条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

(子ども会議)

第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を開催する。

2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。

3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。

4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。

5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

(参加活動の拠点づくり)

第31条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

(自治的活動の奨励)

第32条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

2 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。

(より開かれた育ち・学ぶ施設)

第33条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)

第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

第5章 相談及び救済

(相談及び救済)

第35条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

第6章 子どもの権利に関する行動計画

(行動計画)

第36条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。

(子どもに関する施策の推進)

第37条 市の子どものに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもの支援するものであること。

第7章 子どもの権利の保障状況の検証

(権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

- 2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。
- 3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。
- 4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるような方法等に配慮しなければならない。
- 5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。
- 6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(権利侵害からの救済等のための体制整備)

2 市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目的とした新たな体制を早急に整備する。

附 則（平成13年6月29日条例第15号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成14年3月29日規則第33号で平成14年5月1日から施行）

附 則（平成14年3月28日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第7号抄）

この条例は、公布の日から施行する。